

「都市計画マスタープラン見直し」の提案

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-41-6 第1シャンポールビル5F

電話 03-5992-4851 ファックス 03-5992-4854 ホームページ <http://www.shu-keikaku.co.jp/>

「市町村の都市計画に関する基本的な方針 - 都市計画マスタープラン」は、平成4年の都市計画法の改正により位置づけられ、平成13年度末現在、全国で1,003市区町村（都市計画区域の指定されている市区町村の概ね5割）において策定済となっています。

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標とする長期的な計画であり、経済社会の動向の変化や各市町村に関連する広域的な都市整備の動向やプランの実現の段階に応じて適切に見直していく必要があります。

都市計画マスタープラン策定の取り組みがはじまってから約10年がたち、加えて近年の経済社会の動向や都市計画をとりまく状況は大きく変化しています。これらの変化に対応して、都市計画マスタープランを拡充していくことが必要だと考えます。

近年の都市計画をとりまく状況の変化を踏まえると、都市計画マスタープランの見直しには、次のようなパターンが想定されます。



1 課題対応型

地域別構想拡充型
市街化調整区域・用途白地地域検討型
都市構造再編型

2 実効性重視型

住民参加型
実現方策充実型

3 合併対応型

